

大分大学大学院工学研究科委員会規程

平成27年3月24日制定 全部改正
平成27年工学研究科規程第1号

大分大学大学院工学研究科委員会規程（平成16年工学部規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号。以下「法人教授会等規程」という。）第8条の規定により、大学院工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（構成）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 大学院研究科長
 - (2) 研究科の研究指導を担当する教授又は准教授
 - (3) 研究科の研究指導の補助を担当する教員のうち、研究科委員会が必要と認める者
- 2 前項第2号の委員のうち准教授は、大学院担当教員の資格審査に関する事項については、審議に加わらないものとする。
- 3 前項第3号の委員は、大学院担当教員の資格審査及び工学研究科博士後期課程の学位に関する事項については、審議に加わらないものとする。

（招集等）

第3条 議長は、原則として、毎月1回、研究科委員会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に研究科委員会を招集することができる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

（会議の特例）

第4条 研究科委員会は、法人教授会等規程第6条第3項の規定により、博士後期課程の学位に関する事項及び大学院担当教員の資格審査に関する事項の審議については、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

（代議員会及び専門委員会）

第5条 研究科委員会に法人教授会等規程第3条第1項の規定により、代議員会及び専門委員会（以下「代議員会等」という。）を置く。

2 代議員会等について必要な事項は、大学院研究科長が別に定める。

（構成員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（議事録等の作成）

第7条 議長は、研究科委員会の議事録又は議事概要を作成する。

（事務）

第8条 研究科委員会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て大学院研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年工学研究科規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。